



● 地域の資源集団回収に奨励金を交付しています

SDGs GOAL 12 つくる責任
つかう責任

市では、町内会やPTAなどで行う資源集団回収に対し奨励金を交付しています。

本年度の実施分から、資源ごみの品目ごとの奨励金の単価を引き上げ、新たに実施回数に応じて奨励金を交付する制度を設けました。

奨励金を受け取るには、事前に団体の登録が必要です。団体登録の申請は、市役所まちづくり推進課の窓口やオンラインで申請できます。詳しくはまちづくり推進課までお問い合わせください。

詳細は
こちら

品目ごとの交付単価

品 目	変更前	変更後
紙 類(1kgあたり)	5円	7円
金属類(1kgあたり)	5円	7円
ビン類(1本あたり)	3円	6円

【資源集団回収とは】

資源の有効利用やごみの減量を図ることを目的に、市内の住民で組織する非営利の団体が、有価物を集団で回収すること。

実施回数による奨励金

資源集団回収を各年度内に2回以上実施した団体に対して奨励金を交付しています。

交付額…1回あたり1,000円

※奨励金の交付は各年度12回まで

問い合わせ先

市役所まちづくり推進課生活環境係(内線123)

● 緊急地震速報訓練・津波避難訓練 ～慌てずに身を守る行動を～

SDGs GOAL 11 住み続けられる
まちづくりを

緊急地震速報訓練

緊急地震速報の行動訓練が全国一斉に実施されます。訓練当日は、身を伏せて頭を守るなど、地震の強い揺れから身を守る行動をとってください。

なお、災害発生などにより中止となる場合があります。

日 時：11月5日(水) 午前10時頃

※緊急地震速報を防災行政無線で放送します。また、市公式SNSなどでも配信します。

津波避難訓練

市では、東日本大震災クラスの津波を想定した津波避難訓練を実施します。

当日は、緊急地震速報や大津波警報などの訓練放送を、防災行政無線や緊急速報メールなどで発信します。地震の揺れから身の安全を確保した後、最寄りの避難場所や高台などへ速やかに避難してください。

訓練終了後には、サイレンを鳴らしますので、東日本大震災で亡くなられた方々への黙とうにご協力をお願いします。

日 時：11月9日(日) 午前11時～11時30分



慌てずに高台に避難してください

問い合わせ先

市役所防災課(内線701)



● ごみの出し方のルールを守りましょう

SDGs GOAL 12 つくる責任
つかう責任

自治会などの美化活動で出たごみの出し方

自治会や町内会などの団体で、ごみ拾いや草刈りをしたときに出たごみは、次のとおり出すようにしてください。

共通のルール

- ・ごみを出そうとする日の直前の開庁日の午前中までに、市役所まちづくり推進課生活環境係に連絡してください。(例：水曜日に出す場合は火曜日の午前中、月曜日に出す場合は金曜日の午前中)
- ・連絡がない場合、ごみ集積所からの収集、清掃センターへの持ち込みをお断りします。
- ・分別については、燃えるごみ・燃えないごみ・資源ごみの各ごみの出し方のルールを守ってください。

ごみ集積所に出す場合

- ・家庭系ごみと同じように、市指定ごみ袋に入れてお住まいの地域のごみ集積所に出してください。
- ・市指定ごみ袋には必ず団体の名前(××自治会、〇〇団地など)を記入してください。
- ・一度に収集できる量は、3袋までとしています。

清掃センターに持ち込む場合

- ・一度に持ち込める量は、軽トラック1台分程度までとしています。(40ℓの袋で20袋程度)
- ・持ち込むときは、清掃センターの職員に団体名を伝えてください。
- ・草木は、市指定ごみ袋に詰めたり、長さ1m・直径30cm以内の束で縛るなど、ルールを守ってください。

網やネット類のごみを出すときには注意してください

清掃センターで、燃えるごみを運び出すための機械に、網・ネット類が絡まったことにより、機械の稼働が停止する事故が発生しました。清掃センターの稼働が止まると、燃えるごみを焼却場に運び出すことができなくなり、ごみを溜めておくピットがあふれるため、ごみの受け入れができなくなります。

- ・動物侵入防止用ネットなどをごみとして出すときは、テープで縛るなど、袋が破れないようにしてから市指定ごみ袋に入れるようにしてください。
- ・網・ネット類を市清掃センターに持ち込むときは、清掃センターの職員にお声がけください。
- ・漁網は産業廃棄物のため受け入れできません。産業廃棄物収集業者へ収集を依頼してください。

問い合わせ先

市役所まちづくり推進課生活環境係(内線123)

● 令和7年国勢調査に係る電話照会について

SDGs GOAL 11 住み続けられる
まちづくりを

市では、皆さんからいただいた回答の内容について確認するため、皆さんへ電話で問い合わせをすることがあります。従来の市代表番号(0192-54-2111)に加えて、右の国勢調査専用番号を使用して問い合わせますので、ご協力をお願いします。



国勢調査専用番号

☎ 080-8602-6825

☎ 080-8602-6826

※国勢調査専用の電話番号は11月30日(日)までの臨時の電話番号となります。

問い合わせ先

市役所総務課行政係(313)